

令和2年10月2日
事務連絡

公益社団法人 日本バス協会 御中

Go To トラベル事務局

**「GoToトラベル事業」における
新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関する協力をお願いについて
(会員事業者様への協力要請について)**

時下益々ご発展のこととお喜び申し上げます。

Go To トラベル事業におきましては、日々ご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

7月からスタートした当事業も、10月1日より、これまで事業の対象外としていた東京都民ならびに東京を目的地とする旅行・宿泊も、事業の対象となり、加えて全国の旅先でご利用いただける地域共通クーポンの利用が開始致しました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大には引き続き警戒をして、対策を講じていかなければなりません。当事業の継続、成功の鍵は、まさにこの新型コロナウイルス感染拡大予防対策であると考えております。

現在、Go To トラベル事務局では、事業に参画する全国の宿泊施設の全数調査を実行中です。全宿泊施設を訪問して、参画条件としている感染拡大予防対策を実行しているか、現場を直接確認し、取り組みが不十分な施設に対しては改善を求め、旅行者の皆様をお迎えする体制を整えるべく取り組んでいるところであります。

同様に、事業に参画する旅行事業者に対しても、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただくことを条件とし、「旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染予防対策を取っていることを確認すること」としております。

そのような中、万一感染者が発症した場合には、宿泊施設、旅行会社には事務局から確認調査に入り、状況確認、その後の再発防止策の確認等を行っているところであります。その際、旅行会社のツアー中に感染が疑われる場合には、その旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設等にも確認調査が必要と考えています。

そこで、貴協会におかれましては、協会に加盟の事業者の皆様にも、下記内容の取り組みの徹底ならびに、Go To トラベル事務局が実施する調査にご協力いただけるよう、通知していただきますようお願い申し上げます。

なお、事業に参画する全旅行会社に、別紙の通知書面を発信予定であることも、併せてお知らせいたします。

記

1. 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」および「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守徹底すること。
2. 旅行事業者が主催するツアーで感染者が発生した際に、旅程に組み込まれた運送機関に Go To トラベル事務局が「感染予防対策ガイドライン」の遵守状況等の調査を行う場合があり、その際には調査へ協力すること。

以上